

協同の歴史の瞬間

第121回



1947(昭和22)年12月10日
「農業協同組合のいろは」印刷
12月15日 発行

執筆 田中照良 元JA全中教育部

前回、1947(昭和22)年に農協法が成立し、施行されたことを確認した。

今回は、新しい農協法がそれまでの産業組合法と比較してどういう特徴があったかをまずみたい。次に新しい農協法を全国の農村・農民に理解してもらうために作られたリーフレット「農業協同組合のいろは」を取り上げる。全国の農村・農民に新しい農協を理解してもらい、普及しようとする知恵と工夫が詰まったものになっていることをみていきたい。戦後の農協史はここから始まったのではないかと。読者の方々には、この「いろは」を熟読していただきたい。

■ 新しい農協法の特徴

前回、新しく成立した農協法が「協同組合原則に基づいて、わが国の伝統的な農業団体法の面目を一新する形式と内容を具備するものとなった」ということをみた。産業組合法と比較してどういう点に特徴があったのか確認しよう。

「一新する形式」の一つが、法の目的の違いである。産組法では、「組合員の産業またはその経済の発達を企図するため(左の目的をもって)設立する社団法人を謂う」と組合の性格規定にとどまっていたのに対し、農協法は「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を寄与することを目的とする」と明確に規定している。二つめが、産業組合では多様な組合員構成になっていたのに対し、農協法では正組合員資格を「厳格に勤労農民としている」ことである。つまり、農協は農民による職能団体であることが明記されている。

「一新する内容を具備する」とは、「事業の範囲が、産業組合に比べて著しく拡大された」ということを指している。

法制定当時、農協が行うことができる事業として、あげられたのはつぎのとおりである。

- 1) 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 2) 組合員の貯金の受入
- 3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置
- 4) 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 5) 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 6) 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 7) 農村工業に関する施設
- 8) 農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設
- 9) 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 10) 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 11) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 12) 前各号の事業に附帯する事業

産業組合法に規定された事業と異なる点は、4)、5)、7)、8)、9)、10)、11)、などであり、4)、5)は、生産共同化に重点をおいており、8)は、産業組合当時要望されていた共済事業をとりあげており、9)、10)は、生活・文化の向上、教育情報事業を明確化し、11)は、団体協約をとりあげている。(『JA読本』p104)

■「農業協同組合のいろは」とは

こうした特徴を持つ新しい農協法は、また「諸外国の自主的な協同組合制度と匹敵しうる内容になっている」とも評価されている(『新版 協同組合事典』)。

問題はこうした優れた特徴を持ち、評価される農協法をいかに全国の農村・農民に趣旨を理解させ、農協制度を普及させていくかということであった。

農林省は、農協法の成立に先立ち、1947(昭和22)年9月9日に都道府県の農業団体主任者会議を開催し、法施行後の説明を行っている。さらに同年12月10日の農協法施行日を期してリーフレット「農業協同組合のいろは」を作成している。そして12月15日に農林省は農政局に農業協同組合部を設置し、600万部を発行・全国に配布するなど、積極的な推進活動を展開していった。

「農業協同組合のいろは」はこれまで農協法や農協の歴史に興味ある人しかみてこなかったが、2025年2月1日発行の『私たちとJA(14訂版)』の巻末に付属資料2として全文が掲載されているので読者の皆さんにはぜひとも目を通していただきたい。

ここでは紙面の関係からその(抄)をみていきたい。

農業協同組合のいろは(抄)

農家のみなさん！ すべての農業会と実行組合が来年の八月十四日までに解散することになりました。

では、なぜ、農業会と実行組合が整理されることになったのでせうか。

農業会は、戦争をするために、農村の経済や団体活動を統制する道具として作られたものであります。あなた方は、無理やりに加入させられて政府の嚴重な統制によつてしばられ、あなた方が自由にこれを動かすことができませんでした。また農事実行組合や養蚕実行組合も本当にあなた方の自主的な組合とはいふことができませんでした。戦争が終つて戦争指導者の支配力は全くなり、日本国民は民主主義によつて生活の建て直しをすることになりました。そこで今までみなさんをしばりつけていた農業会や実行組合に関する法律も廃止されたのです。そして別にあたらしく農業協同組合法といふ法律が出て、この法律によつて農民が誰からの干渉をも受けることなく自由に動かすことのできる協同組合を自由に作るできるようになったのです。

明治三十三年に産業組合法が定められて以来戦争前まで、農村には産業組合がありました。これらは農民に協同の経験をあたえました。こんどつくられた新しい法律はこの産業組合の長所であつた協同主義をとりもどすと共に、あなた方に日本の歴史の中で最もすぐれた新しい組合をつくる権利を与えています。これからの農村の生活が明るい豊かなものになるかどうかということは、新しい法律によつて与えられたこの権利を、あなた方がどんな風にお使いになるかによつてきまるのです。では、

- 一、法律が出てみなさんは先づ最初にどんなことをしなければならないのでしょうか。
- 二、總會ではどんなことをするのでしょうか。
- 三、農業会の解散によつてあなた方の農業会に持っている財産はどうなるのでしょうか。
- 四、これまで農業会がやつてきた事業で必要と思う事業を行うため協同組合を自由に作るのでしょうか。
- 五、新しい協同組合を作るにはどうしたらよいのでしょうか。
- 六、協同組合には誰が加入できるのでしょうか。
- 七、新しい協同組合ではどんな事業をやるのでしょうか。
- 八、組合の事業のやり方はどうしてきまるのでしょうか。
- 九、協同組合の仕事はどうしてやるのでしょうか。
- 十、協同組合連合会とはどういうものなのでしょうか。
- 十一、あなた方はなぜ協同組合の組合員にならなければならないのでしょうか。

農業会の総会に出席して下さい

あなた方の利益を守るために!

資産処理委員を選挙するために!

新しい協同組合におはいい下さい

あなた方の家族の生活をもつとゆたかにするために!

村をもつとよくするために!

総会にはこのパンフレットを持参して下さい。大変あなた方の御役にたちませう。

若しあなたの地方で判らぬことがありましたら県庁か農林省に問合せ下さい。

“今度こそおらが組合おらの手で”

“協同で農業日本の夜が明ける”

(当選標語)

昭和二十二年十二月十日印刷

昭和二十二年十二月十五日発行

発行所 東京都千代田区有楽町一ノ七 農林省 農政局

東京都千代田区三崎町 農業協同組合研究会納

※①漢字は新字体に修正。 ②標記は不統一を含め原文のままとした。

■ 「農業協同組合のいろは」をどう読むべきか

この「農業協同組合のいろは」をどう読むべきなのか。筆者は新しい農協を理解・普及させるための苦労と工夫が詰まった力作だと評価している。

「農業協同組合のいろは」は「なぜ、農業会と実行組合が整理されることになつたのでせうか」から始まっている。その理由として「あなた方は、無理やりに加入させられ、自由に動かすことができませんでした」「あなた方の自主的な組合といふことができませんでした」と農業会と実行組合の問題点を指摘している。

そのうえで、「これからの農村の生活が明るい豊かなものになるかどうかということは、新しい法律によって与えられたこの権利を、あなた方がどんな風にお使いになるかによってきまるのです」と新しく生まれた農協法の活用を提起している。

次に、「ではどうすればいいのか、どんなことができるのか」ということを前述の一から十一でやさしく説明している。

そして最後に「農業会の総会に出席して下さい」「新しい協同組合におはいいり下さい」と結んでいる。

この一連の流れは、農村で権威のあった農業会等がなぜ整理されたのか、新しい農協法の活用の意義、今後の農家に対する行動を提示しており、改めて当時の農林省・都道府県担当者の知恵とご苦勞に想いを馳せたい。筆者は、戦後の農協の歴史の原点は「農業協同組合のいろは」に始まると考えている。改めて読者の皆さんには熟読されることを希望する。



<参考文献>

- 小倉一郎・打越頭太郎監修『農協法の成立過程 復刻版』協同組合経営研究所 2008年
『私たちとJA 14訂版』JA全中 2025年
『JA読本』JA全中 補訂版第2刷 2006年
『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年